

4) 品目名：再生有機系建材

項 目	基 準 の 内 容
安全性に関する基準	1 特別管理（一般・産業）廃棄物を原材料としていないこと。 2 製品が「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年環 告第46号）に掲げる物質を溶出するおそれがある場合は、そ の物質について当該基準に適合していること。
規格に関する基準	J I S A 5 7 4 1（木材・プラスチック再生複合材）に適合 していること。 ただし、上記規格の一部が適合しない場合であっても合理的な 理由が明確に示される場合は、この限りでない。
循環資源の配合率	原材料として、循環資源を50%以上（重量割合）使用してい ること。 ただし、上記配合率未滿であっても合理的な理由が明確に示さ れる場合は、この限りでない。

平成16年9月13日制定

令和7年3月5日改定（規格がセンター基準からJ I Sに移行）